広報 あしや
Garden City Ashiya

障がい福祉特集号

臨時号 平成26年（2014年）12月1日発行

発行/芦屋市役所
☎0797-31-2121/FAX 0797-38-2152
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
HP http://www.city.ashiya.lg.jp
✉ info@city.ashiya.lg.jp
■問い合わせ
障害福祉課 ☎38-2043/FAX 38-2178

昨年の年末のつどいの様子

12月３日～９日は“障害者週間”です

障害者基本法では、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」という基本原則が定められています。国民の間に広く関心と理解を深めるとともに、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するため、国では毎年12月３日から９日までの１週間を「障害者週間」と定めています。

この機会に、障がいのある人もない人も、共に生きる社会について考えてみませんか？

障害者権利条約からの学びと地域社会での権利擁護の取り組み

筆者プロフィール　神部智司（かんべさとし）氏

大阪市立大学大学院生活科学研究科後期博士課程修了。博士（学術）、社会福祉士。
現在、大阪大谷大学人間社会学部准教授／芦屋市権利擁護支援センター運営委員会委員長。
著書として「なぎさの福祉コミュニティを拓く一福祉施設の新たな挑戦」（共編著）など。
論文として「地域包括ケアの方向性と認知症ケア」（日本認知症ケア学会誌Vol. 11-4）など。

【—権利を守る—国際社会に約束】

今年の1月20日、日本政府は国際連合の総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（以下、本条約とする）に批准し、2月19日に国内で本条約が発効されました。このことは、日本が本条約の締結国として障がい者の権利を守ること、つまり、障がい者の人権や自立の尊重・平等・差別の禁止・社会参加の促進・機会の均等などに取り組むことを国際社会に対して約束したことを意味しています。

日本が世界で１４１番目（欧州連合を含む）の締結国となるまでの過程では、障がい者の権利擁護に関する国内のさまざまな法制度が整備されてきました。その中でも、「障害者基本法」の改正（平成23年７月29日）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成24年６月20日）と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成25年６月19日）の制定が支柱となっています。これらの法制度の整備は本条約との整合性の確保、つまり本条約の趣旨や内容に沿った法制度とするために実施されたことになります。

【生活する権利・適切な援助・差別の禁止】

本条約は前文と本文50カ条で構成され、障がい者の権利と尊厳の尊重を促進し、保護するための包括的かつ総合的な内容となっています。そのため、その一つひとつを取り上げて説明することはできないのですが、ここでは３つの条文を紹介したいと思います。第一に、「自立した生活及び地域生活に受け入れられること」（第19条）についてです。この条文は、障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する権利を有すること、また、そのために必要な支援やサービスが利用できることなどを規定しています。第二に、「家庭及び家族の尊重」（第23条）についてです。この条文は、障がい者が他の者と平等に婚姻し、家族を形成する権利を有すること、また、障がい者が子の養育についての責任を遂行するにあたり、適切な援助が受けられることなどを規定しています。第三に、「労働及び雇用」（第27条）についてです。この条文は、障がい者が他の者と平等に労働についての権利を有すること、そのためにあらゆる形態の雇用に係るすべての事項（募集、採用および雇用の条件等）に関し、障がいを理由とする差別を禁止することなどを規定しています。地域社会の中で生活し、家庭をもち、労働することは人として当然有する権利であり、これらを含めて本条約に定める障がい者の権利の一つひとつが守られているのかについて、それぞれの地域社会の中で実態把握を進めていくとともに、障がい者の権利と尊厳の尊重を促進するための取り組みが求められています。

【権利擁護は地域社会全体で】

そのような中、芦屋市では今年３月に「障がい福祉に関するアンケート調査」が実施されました。その集計結果から、多くの障がいのあるかたがたやご家族が権利擁護に関する知識を学ぶための機会や情報提供を求めておられることが明らかとなりました。本調査は、芦屋市障害者（児）福祉計画第６次中期計画および芦屋市第４期障害福祉計画の策定、さらには障がい者施策の推進に向けた基礎資料として活用されることになっていますが、本調査の集計結果を十分に生かしながら障がいのあるかたがたやご家族の立場に立った活動のあり方を検討し、実効性の高い取り組みとして計画策定に反映させていくことが必要不可欠となります。

また、芦屋市で障がいのあるかたがたの権利擁護を図っていくためには、障がい者福祉に関わる行政機関をはじめ、施設・サービス事業所に従事する専門職による権利擁護活動が重要なのは言うまでもありませんが、その手助けとなるのは、市民の皆さんに本条約や権利擁護に関する法制度について理解していただくことです。つまり、障がい者の権利擁護は当事者のかたがただけの課題ではなく、地域社会全体で取り組まれるべき課題なのです。芦屋市には、今後より一層の広範かつ重層的な広報啓発活動を行っていただくとともに、市民の皆さんには地域社会の一員として本条約や権利擁護に関する法制度について、まずは知っていただき、理解していただくことを願っています。

障害者（児）福祉計画・障害福祉計画の策定に取り組んでいます

「障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋」を目指し、本市における障がい者施策全般に関わる理念や基本方針、目標を定めた障害者（児）福祉計画第５次中期計画及び障がい福祉サービス等の見込量などについて定めた第３期障害福祉計画が今年度をもって計画期間の終了を迎えることから、障がいのあるかたを対象としたアンケート調査等を実施し、新たな計画の策定に取り組んでいます。

今後、両計画の中間まとめ（案）について市民の皆さんのご意見を募集しますので、ご協力よろしくお願いします。

問い合わせ
障害福祉課 ☎38-2043/FAX 38-2178